

別表第1 (第3条関係)

老朽度判定基準

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点	評価点	
1	構造一般の程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45	
			構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
2	構造の腐朽又は破壊の程度	基礎、土台、柱又ははり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100	
			基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		外壁(注)	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの(注)	15		
			外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの(注)	25		
		屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15		
			屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、垂木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25		
			屋根が著しく変形したもの	50		
		3	防火上又は避難上の構造の程度	外壁		
延焼のおそれのある外壁面数が3以上あるもの	20					
屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10		
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10	
				合計		

備考 一の評価項目につき該当評価内容が2又は3ある場合においては、当該評価項目についての評価は、当該評価点内容に応ずる各評価点のうち最も高い評価点とする。

(注) 界壁の構造や仕上材の状況は、内部に立ち入らないと判断できないため、対象としない。

別表第2(第3条関係)

隣地所有者への危険度判定基準

評価区分	評価内容	評価
1 隣地への影響	<p>次に掲げる要件をいずれも満たすもの</p> <p>(1) 建築物から隣地境界線までの水平距離が当該建築物の高さ以内であること。</p> <p>(2) 隣地が建築物の最も高い部分より低い位置にあると。</p> <p>(3) 隣地に現に使用されている建築物が存在していること、又は隣地が多数の人に利用されていること。</p>	
2 道路(里道及び生活道路を含む。以下同じ。)への影響	<p>次に掲げる要件をいずれも満たすもの</p> <p>(1) 建築物から道路境界線までの水平距離が当該建築物の高さ以内であること。</p> <p>(2) 隣接する道路が建築物の最も高い部分より低い位置にあること。</p>	
3 河川(水路を含む。以下同じ。)への影響	<p>次に掲げる要件をいずれも満たすもの</p> <p>(1) 建築物から河川境界線までの水平距離が当該建築物の高さ以内であること。</p> <p>(2) 隣接する河川が雨水排水の受け皿となっている等、河川としての機能を有していること。</p>	

備考 評価欄には、要件を満たす場合は○を、満たさない場合は×を付すものとし、評価区分のいずれかに該当する場合は、判定基準を満たすものとする。